

八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領

(目的)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）及び法第15条第1項の規定に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められた趣旨等を踏まえ、工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理については、本要領により行う。

(対象工事)

第2条 要領により苦情処理の対象となる工事は、次の各号に定めるものとする。

ただし、予定価格が200万円未満のものを除く。

- (1) 指名競争入札方式によった工事
- (2) 随意契約によった工事

(審議機関)

第3条 一次苦情申立ての処理機関は、八代市工事入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）とする。

2 二次苦情申立ての処理機関は、八代市入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）とする。

(苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲)

第4条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 指名競争入札方式においては、当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、資格審査委員会の長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。
- (2) 随意契約方式においては、当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、資格審査委員会の長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(苦情の申立ての方法)

第5条 苦情の申立ては、次の各号に掲げる期間内に、苦情申立書（別記様式1）により、指名委員会の長に対して行うものとする。

なお、書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載するものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる苦情にあつては、市が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算してから7日（八代市の休日を定める条例（平成17年八代市条例第3号）第1条に規定する八代市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内
- (2) 前条第2号に掲げる苦情にあつては、市が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内

(苦情申立てへの回答)

第6条 苦情の申立てがあつた場合は、資格審査委員会の長は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して15日（休日を含まない。）以内に苦情申立てに係る回答書（別記様式2）。

以下「回答書」という。)により回答を行うものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(苦情の申立ての却下)

第7条 資格審査委員会の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(苦情の申立てについての教示)

第8条 資格審査委員会の長は、苦情の申立てができる旨の教示を次の各号により行うものとする。
ただし、本要綱の対象工事に係るものに限る。

- (1) 指名競争入札方式にあつては、第4条第1号に掲げる苦情申立てができる旨を教示する。
- (2) 随意契約方式にあつては、第4条第2号に掲げる苦情申立てができる旨を教示する。

(苦情処理手続に係る明示)

第9条 資格審査委員会の長は、第4条から第6条に係る手続について、次の各号により明示するものとする。ただし、本要綱により対象となる工事に限るものとする。

- (1) 第4条第1号に係る手続については、入札指名公開簿に記載する。
- (2) 第4条第2号に係る手続については、契約結果表に記載する。

(一次苦情処理結果概要の公表)

第10条 資格審査委員会の長は、申立者に回答を行ったときは、一次苦情処理結果概要(別記様式3)を速やかに公表するものとする。

(二次苦情の申立てができる者)

第11条 回答書を受理した申立者であつて、回答書による説明に不服がある者は、資格審査委員会の長に対して、二次苦情の申立てを行うことができる。

(二次苦情申立ての方法)

第12条 二次苦情の申立ては、資格審査委員会の長から回答書を受け取った日から7日(休日を含まない。)以内に、二次苦情申立書(別記様式4)により資格審査委員会の長に対して行うことができるものとする。

2 二次苦情の申立てがあつた場合、資格審査委員会の長は、第14条に該当する場合を除いて入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

3 当該入札監視委員会の審議に係る具体的な手続、様式等については、この要領及び八代市入札監視委員会運営要領によるものとする。

(二次苦情申立てへの回答)

第13条 資格審査委員会の長は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえたうえで、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して15日(休日を含まない。)以内に、その結果を二次苦情申立てに係る回答書(別記様式5)により回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(二次苦情の申立ての却下)

第14条 資格審査委員会の長及び入札監視委員会の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(二次苦情申立てについての教示)

第15条 資格審査委員会の長は、回答書中に、二次苦情申立てができる旨を教示するものとする。

(二次苦情処理手続に係る明示)

第16条 資格審査委員会の長は、第11条から第13条に係る手続について、第6条に定める回答書中に記載して明示するほか、第9条の方法により明示するものとする。

(二次苦情処理結果の公表)

第17条 資格審査委員会の長は、二次苦情申立者に回答を行ったときには、二次苦情処理結果概要(別記様式6)を速やかに公表するものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 本要領による措置は、施行日前において、入札又は随意契約の手続に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、なお、従前の例によるものとする。

附 則 (令和7年4月16日財務部長専決)

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領の規定は、この要領の施行の日以後の予算の執行に係る工事について適用し、同日前の予算の執行に係る工事については、なお従前の例による。

第 号
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名 様

八代市工事入札参加者資格審査委員会会長

苦情申立てに係る回答書

令和 年 月 日付けで申立てがあった不服事項等については、下記のとおり回答します。

記

1 工事名

2 申立事項への説明

3 二次苦情申立てについて

本回答書について異議がある場合は、二次苦情の申立てを行うことができます。

二次苦情の申立てを行う場合は、本回答書を受理した日から 7 日（八代市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 11 号）第 1 条に規定する八代市の休日を含まない。）以内に書面により行うものとし、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、本回答書に対し不服のある事項、不服の根拠となる事項等について記載してください。

一 次 苦 情 処 理 結 果 概 要

1 一次苦情処理申立ての概要

申 立 日	令和 年 月 日
申 立 者	住所 商号又は名称 代表者名 電話番号
一次苦情の内容	1 一次苦情申立ての対象となる工事名 2 不服のある事項 3 2の主張の根拠となる事項
申 立 先	八代市工事入札参加者資格審査委員会

2 回答の概要

回 答 日	令和 年 月 日
回 答 者	八代市工事入札参加者資格審査委員会会長
回答の内容	

第 号
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名 様

八代市工事入札参加者資格審査委員会会長

二次苦情申立てに係る回答書

令和 年 月 日付けで申立てがあった不服事項等について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 申立事項への説明

二 次 苦 情 処 理 結 果 概 要

1 二次苦情処理申立の概要

申 立 日	令和 年 月 日
申 立 者	住所 商号又は名称 代表者名 電話番号
二次苦情の内容	1 二次苦情申立の対象となる工事名 2 不服のある事項 3 2の主張の根拠となる事項
申 立 先	八代市工事入札参加者資格審査委員会

2 回答の概要

回 答 日	令和 年 月 日
回 答 者	八代市工事入札参加者資格審査委員会会長
回答の内容	